

60 医術開業試験と済生学舎

唐 沢 信 安

済生学舎の發展は、当時行われた「医術開業試験」と密接な関係がある。

舎長の長谷川泰は明治八年十二月二十四日に「済生学舎開業願」を東京府知事楠本正隆に提出している。時に三十三歳であった。

更に明治九年三月八日の郵便報知新聞に学生募集の広告を出している。

「今般医学私塾を開き教員を設け、解剖、生理、病理、薬剤及び内外諸科を教授せんとす。有志の諸君は来る三月二十五日迄に御申込可有之。月謝一円、束脩一円五十銭

但し当分の処寄宿生徒は二十五名に限り、其余は通

学。本郷元町一丁目六十六番地

一月十日

長谷川泰

一方時の政府は明治七年に、欧米の制度をモデルに医療及医育関係の規則である「医制」を發布し、明治八年二月十日内務省は医術開業試験の実施のことを東京・大阪・京都の三府に布告している。

翌年の九年一月十二日に、各府県に医術開業試験を実施するように通達している。

「自今新に医術開業せんと欲するものは左の試験を遂げて免状を授くべし。但し従来開業の医師は試験を要せず。故に県庁に於ては新たな免状を受け開業するものと、混雑せざるよう処分すべし。尤も従来開業の医師たりとも志願のものは試験を遂て免状を授くべし。」と記してある。

そこで筆者は、今日、東京都公文書館に保管されている明治十二年から十三年の東京府で行われた医術開業試験の実態を調査した。(明治十二年より全国統一問題となり、年四回行われた。)

受験者は従来開業の者、慶応義塾、済生学舎、明治医学

社、府県立医学校卒業者等雑多であった。明治十三年二月第一回の医術試験では、四十一名受験し、十一名合格、三十名不合格と厳しい結果が出ている。

試験委員は長谷川泰（委員長）新宮涼園、桑田衡平、永松東海、樗村清徳、吉田頭三の六名であった。

採点の方法について次の如く記している。

「合格十一名、不合格三十名（備考）対策ノ審査法ハ、応答ノ優劣ニ従ヒ、之ヲ甲乙丙丁ノ四等ニ分チ、一問ノ応答完全ナル者ヲ甲、即チ八点トシ、乙ヲ六点トシ丙ヲ四点トシ、丁ヲ二点トシ、以下失答ニ準ズ。

予科ノ問、本科ノ問、合シテ十六問ノ応答点合計百二十八点（一部略）
応答点数ノ合計、半数以上ヲ合格トシ、以下ヲ不合格トス。」

即ち予科の理科、化学、解剖、生理と本科の病理、薬物、内科、外科の総合点を128点とし、合計点が64点以上の者が合格している。

受験者は履歴書及医術開業試験願書と、師の教授証書（二カ年以上修学が必要）を添付して東京府知事宛に提出して

いる。

他方済生学舎では明治十年「済生学舎規則」を制定している。「当学舎ノ趣旨ハ学業ノ速成ヲ要スルアルヲ以テ、医学ノ要領ヲ教授シ、期スルニ三年ヲ以テス。其学科左ノ如シ。但シ訳書ニ従事スル者ハ訳書若シクハ口訳ヲ以テシ、原書ハ独乙書ヲ以テス。」以上の如く修業年限は三年と明記している。

長谷川泰の書生「川上元次郎」は、泰の宅の隣りの外塾に下宿し、別科生として東京大学に通っていた。明治十三年十二月に兄鏗太郎宛の書簡に次の如く記している。

「近年医学ニ志ス者多ク、已ニ済生学舎トテモ、只今生徒三百五十名程ナリ。同舎明治九年設立セラレタリ。十三年二月迄ニ^{まじ}筈ヲ負エル者、大凡一千八百人。十三年ノ一ヶ月平均三百二十名ナリ。実ニ医学ノ私塾ニ於テハ、日本第一ト称ス。実ニ長谷川先生ノ幸福ト云フ可シ。」

当時済生学舎に学んだ「成矢正景」の履歴書を記すと次のようである。

「高知県下土佐国香美郡芳野村七十六番地

士族 成矢正景 二十三年二月

一、明治七年九月ヨリ明治八年十二月迄、高知病院ニ於テ医学修業。

一、同九年二月ヨリ同五月迄東京駿河台南甲賀町十七番地緒方惟準ニ随ヒ医学修業。

一、九年六月ヨリ本郷元町壱丁目壱番地、済生学舎ニ於テ医学修業罷在候也。

明治十三年二月九日

このように種々の学歴の人々が医術開業試験の受験のために済生学舎に学んでいた。

(日本医科大学)

61 野口英世の医術開業試験

石原 理年

野口英世の伝記類は多く、その人物業績評価も多様であるが、基幹となる医術開業試験についてさえ、未だ説明されていない。

野口の受験した医術開業前期試験は、明治二十九年四月二一日付、内務省告示第三九号による。中外医事新報は三九七号で「本年第二回東京医術開業学説試験及開業試験(十月分)学説日割左の通り定められたり」とし、前期日程を十月十二・三日(受験番号一―二四〇)、十四・五日(二四一―四七五)十六・七日(四七六―七一〇)と報じている。野口の前期試験合格証書は第六八号であるから、これより推定すると、受験日は十月十二・三日か十四・五日の何れかとなる。